

波木井南部実長と身延山

— 実長の給仕と所領域を問題として —

町 田 是 正

— 目 次 —

一章 南部実長をめぐる諸問題

一節 日蓮の身延入山は南部実長の招来か

二節 日蓮の身延在山と南部実長の給仕

二章 南部実長の社会的地位と所領域

一節 南部実長の政治・社会的地位

二節 南部実長の所領域と館跡(址)

一章 南部実長をめぐる諸問題

身延山の開基檀越・波木井南部三郎実長(法寂院日圓)に関して、旧来より多くの疑問点、問題点が提示され、他方では顕彰の事蹟についても枚挙の暇がない程である。

そこで、日蓮聖人と実長・身延山と実長との関係について、幾つかの問題点を列挙してみよう。

波木井南部実長と身延山(町田)

- 1、日蓮の身延入山は果して実長の招来によるのであろうか。
- 2、日蓮の身延在山九カ年の生活と実長の奉仕（給仕）の問題。
- 3、日興の身延離山と実長との対立拮抗の問題。
- 4、守塔輪番制廃止と実長をめぐる問題。
- 5、日蓮の身延入山時、逢嶋に於いて実長との対面はあったのか。
- 6、実長の居城・居館の場所（址）の問題。
- 7、実長の所領域の問題。
- 8、実長による「身延山奇進状」の信憑性について。
- 9、日蓮の遺文中、実長に關係する御書の真偽と内容解釈の問題。
- 10、実長の政治的・社会的地位の問題。

右に挙げた問題点について総括的に云えば、(一)歴史的考証に重きをおいて考察をすすめると、実長に対する批判面が強調されるようである。(二)他方、身延山との關係に於て、波木井公として考証をすすめると、実長を顕彰する事蹟がクローズアップされるようである。即ち、南部実長を考察の対象とする研究者の立場によつて、実長の人物像・歴史像に全く違った評価がなされるのである。

一節・日蓮の身延入山は南部実長の招来によるのか。

旧来、日蓮の身延入山の理由として、「三諫不聴則出」の故事に随つて入山したと解せられている。その事は日蓮自らも、たとえば『下山御消息』において、

国恩を報ぜんがために三度までは諫暁すべし。用いずば山林に身を隠さんとおもひしに也。又上古の本文にも三度いさめ用いずば去れといふ。本文にまかせて且く山中に罷入りぬ。

と追想されている。そして文永十一年（一二七四）五月十七日に入山、現在の史蹟「逢嶋」に於て、日蓮と実長が劇的な対面をしたとするのが通説である。

しかし、改めて『下山御消息』を読み直してみると、追想文中の「山林」とは「身延山」（叢夫山）を特定されたものでない事が解る。往昔、隠棲に適した候補地は他にあった。たとえば富木常忍の領した下総若宮が有り、南條時光の領した富士上野など、氣候風土に恵まれ交通の便の良い場所が処々にあった。そこで、日蓮が「下山抄」の中で追懐している「山林」とは、当に隠棲（俗世を避けて暮らす）に適した「山林」（mountain's forest）と解すれば、此の身延山は日蓮の聖意を満たした隠棲地であったと云えよう。なればこそ、「本文にまかせて且く山中に罷入りぬ」との表現になったのであろう。

それにしても、何故に草深い人里を離れた身延山の幽谷を隠棲地とされたのか。筆者は三点ほど入山の聖意を推量してみた。

その一・日蓮が佐渡に配流中の文永十年夏、南部実長から「仏法に関する疑念の訊問書」が一ノ谷の小庵に届けられた。それに対して『波木井三郎殿御返事』と称せられている返書を認めたが、その返書の冒頭文と最末尾の宛名に注視してみた。

鳥跡飛来。晴不審疾風卷重雲如向明月……中略……

文永十年太歳癸酉八月三日

波木井南部実長と身延山（町田）

甲斐国南部六郎三郎殿御返事・日蓮花押³⁾

右の返書に於て、宛名が国邑名と人名とが具さに併記されている。この宛名書きは遺文の慣例からすると特異である。惟うに佐渡の配所に在って、日蓮の脳裏に「甲斐国南部郷」が焼き付けられたのではないか。文永十一年二月赦免状発令、三月十四佐渡出立、三月二十六日鎌倉帰還、四月八日第三国諫、そして「三諫して用いざれば去る」との礼記典礼などの古賢の辞に随って山林に隠棲を決意した時、昨夏の実長からの訊問書が甦り、いまだ見ぬ草深い「甲斐国南部御牧・波木井郷」に対する想いが脳裏を駆けめぐったのではなからうか。

その二・日蓮の消息遺文を拝読すると、弟子・檀越の一人一人の個性をよく理解され、その機根に対応した教化、慈愛あふれる激励、信頼の情を寄せ、供養品に対する感謝の想いを書き送るなど、いずれも日蓮の靈性と人間性を感じさせており、拝読する者の琴線をゆるめるのである。

さて、日蓮は南部実長の人柄について、生来剛直の檀越の一人として全幅の信頼を寄せていたのではなからうか。富士興門派の記録類によれば、「波木井殿の振舞は大聖人御存生の時よりの事なり」として、実長の言動は勝手驕慢の事多しと、厳しく批判している所である。今は他派による批判は措くとして、実長は文永六年(一二六九)前後に日蓮に帰依する機縁があったが、鎌倉幕府の御家人であったが為に、時として剛直一徹の言動を示すこともあったであろう。実長に対する批判的となつて三箇ノ謗法にしても、実長の置かれた御家人の立場からすれば、解釈の仕方多少しく違ってくるのではないか。ともかく、日蓮は実長の節を曲げない剛直の姿勢に対して全幅の信頼を寄せ、身延入山・隠棲後の身の保全を託するに足る檀越とされたのではなからうか。

その三・日蓮は佐渡流罪を赦免されたとは云え、俗世の倫理観からすれば「刑余」(exconvict)の身である。した

がって身延入山・隠棲という行動は、佐渡配流の延長線に置いて見ることも可能である。偶々、実長が日蓮に帰依していた事もあって、北條幕府は厄介者の日蓮を甲斐国波木井郷へと隠棲せしめ、実長の監視下に置こうとしたのではないか。穿った観方が許されるならば、日蓮は実長の監視下に入ることを充々承知の上で、「実長に身延招來の形をとらせて」の入山であったのではないか。

すなわち『下山御消息』の一節、

身延の嶺と申す深山に御隠居せさせ給ひ候（昭定遺一三二二頁）

の短い追想文中にその間の事情を端的に語っているように思われる。なればこそ、身延入山の当日、下総の富木常忍に宛てた消息に於て、「飢渴申ばかりなし、米一合も売らず、餓死しぬべし」と衣食住の準備の無かつた事を伝えながら、その上で、いまだ定まらずと言へども、大旨はこの山中心中に叶いて候へば。しばらくは候はんずらむ……と書き送っている如く、入山当日から衣食住の不如意が予想された中で、入山の心境を法悦にまで昇華しているのである。日蓮は実長の御家人と波木井郷地頭の立場を考慮され、実長に迷惑が及ばぬようにと深慮しての身延入山であつたと解しては、無理があるであらうか。

二節・日蓮の身延在山と南部実長の給仕

日蓮聖人の身延山九カ年の生活は、まさに凄惨であつたと云えよう。その間の状況は多くの消息文が伝えるところである。

『妙法比丘尼御返事』において

此深山に居住して門一町を出でず。既に五箇年をへたり……冬は雪道を塞ぎ、夏は草をひ茂り……訪ふ人な

波木井南部実長と身延山（町田）

ければ命もつぎがたし。はだをかくす衣も候はざりつる。⁶⁾

と述べ、『秋元御書』に於ても

手の広さ程の平かなる処あり、爰に庵室を結んで天雨を脱れ、木の皮をはぎて四壁となし、自死の鹿の皮を衣とし、春は蕨を折りて身を養ひ……去年十一月より雪降り積て……雪深くして道塞がり……八寒地獄の業を身につぐのへり……雪を器に盛りて飯と觀じ水を飲り漿と思ふ。⁷⁾

と述べている。こうした飢餓と耐寒の表現は決して誇張ではない。また在山九九年の間、「はらのけ」（下痢症状⁸⁾）に悩まされ、晩年は「やせやまい」（栄養失調と衰弱⁹⁾）に蝕まれたことも語っているところである。

日蓮の辛惨の在山生活に対して、実長は給仕の丹誠を差しのべたのであろうか。消息遺文を見るかぎり、西谷の草庵に赴いて採果汲水・拾薪設食の給仕をした姿は語られていない。日蓮に対する直接の供養貢納の品は専ら遠隔地の安房・下総・駿州・鎌倉に住した弟子檀越からのものであった。実長の直接の丹誠を語るものとしては、「厩・小坊・大坊」の建立と身延山寄進が傳えられる。（本拙稿二十七頁補注参）

さて、南部実長は御家人であったので、当然に鎌倉に出仕して鎌倉番役などの奉公をする義務を負っていた。甲斐源氏は、源頼朝の鎌倉政権の樹立に大きく貢献したが、その後次第に敬遠され、知行地も安芸・奥州の遠隔地に封ぜられた。特に承久の乱（一二二二年）に際しては、甲斐源氏は皇室側に寄った立場をとったので、乱後、北條執権とは距離を置くところとなった。随って、甲斐源氏の連枝であった南部実長は、御家人とは云えその政治行動は抑制される立場にあった事は否めない。

日蓮は実長のおかれた微妙な立場を充々承知され、実長の苦衷を諒としていたのではないか。左掲の『六郎次郎殿

『御返事』は短い消息文ながら、日蓮と実長の心の交流を伝えるものである。

白米三斗、油一筒給畢ヒツ。いまにはじめぬ御心ざし申ツつくしがたく候。日蓮が悦ヒ候のみならず、釈迦仏定マて御悦ヒ候らん。我則歎喜・諸仏亦然は是也。明日三位房をつかはすべく候。その時、委細可レ申候。

建治三年丁丑三月十九日 日蓮花押

六郎次郎殿・次郎兵衛殿①

建治三年（一二七七）は日蓮入山、すでに三歳半を経ている。実長の縁故者（六郎次郎は実長の側室の一子で清長のこと）から白米と油の供養品が西谷の草庵へ届けられた事への御礼状である。特に「今に始めぬ御心ざし申し尽し難く候」の表現には、実長の表面に立っての給仕の出来ない苦衷を労らわれ、実長の蔭ながらの常在給仕の丹誠心を愛でているのである。

次に日蓮の遺言書とも称せられている『波木井殿御報』中の一節に

さりながらも日本国にそこばくもてあつかう候みを、九年まで御きえ候ぬる御心ざし申すばかりなく候へば、いづくにて死に候とも、墓をばみのぶ沢にせさせ候べく候……

（弘安五年）九月十九日 日蓮②

進上 波木井殿御侍

右の「御報」の一文は、日蓮の万感の想いを開陳したものである。北條幕府にとって、日蓮は「そこばくもてあつかう候身」の厄介者であった。その日蓮を「九カ年まで御扁依候ぬる御心ざしは申すばかりなく候」と、実長の外護丹誠は筆舌では尽し難たいと、感謝の念を伝えている。他の遺文を通して見るかぎり、実長の直接の給仕の姿を見

波木井南部実長と身延山（町田）

ることは出来ない。鎌倉御家人として表向きは日蓮を監視する立場の苦衷を察せられ、実長の本意は「実長の身命に代えても外護する」丹誠の給仕を充分に諒とされていたのである。なればこそ、波木井郷の地頭という実力者に対する信頼感が、滅後の廟所の守護を託する心境にまでなっているのである。

二章 南部実長の社会的地位と所領域

一節 南部実長の政治・社会的地位

鎌倉幕府の草創期、將軍源頼朝は関東一円の開発領主の領地の存続を認め、開発領主並びに子孫を累代御家人・譜代相伝御家人に列して「御恩」(安堵)を与えた。

甲斐国内の源氏一統も夫々に開発した荘園地に因んで武田・逸見・加賀美などに分枝した。実長の父・光行は加賀美遠光から河内領南部郷を分与され、此処に南部御牧を興して馬産の経営に力を入れた。文治五年(一一八九)奥州藤原泰衡征討に軍功を立て、頼朝から奥州糠部五郷を賜与され、奥州南部の基を開いた。

南部実長の政治力を語る時、必然的に父の光行と、兄実光の功業について言及しておかねばならない。さて、幕府の公用記録『吾妻鏡』(東鑑)を見ると、光行の名が前後十カ所に出自する。いま三・四カ所を摘出し要約して紹介してみよう。

文治五年七月十九日丁丑巳刻、頼朝、奥州押領使伊達藤原次郎泰衡征伐ノ為鎌倉ヲ発向シ給フ。鎌倉ヨリ出御ノ御供ノ輩ノ中ニ……加賀美遠光・加賀美次郎長清・加賀美太郎長綱等ト共ニ南部次郎光行隨兵シテ轉戦ス。

建久元年十一月七日頼朝上洛シ六波羅ニ赴ク。畠山重忠ヲ先頭ニシテ関東一円ノ御家人隨兵、信濃三郎光行第二

十九番隊騎トシテ隨兵ス。⁶⁴

建久元年十一月十一日頼朝新大言叙任、六條宮、石清水宮ニ參詣、信濃三郎光行ハ畠山重忠・佐々木定綱・梶原景時・和田義盛ナド重臣ト共ニ後陣ノ隨兵ヲ勤ム。⁶⁵

建久六年四月十五日頼朝ハ若宮実朝ヲ同伴シ石清水宮ニ參詣、南部三郎光行隨兵ス。⁶⁶

建久六年五月二十日頼朝ト御台所北条政子、大坂天王寺參詣ス。南部三郎光行後陣ノ隨兵ヲ勤ム。⁶⁷

光行の奥州轉戦の記録は『南部家文書』中にも見えるが、下賜された奥州糠部郷への下向に関しては根本史料を欠くので推測の域を出ないが、光行を語るとき素通りできない業績である。さて、『吾妻鏡』では、文治から建久三年に至るまでは、幕府の重臣達と隨兵近番する奉公記録が見えるが、建久六年（一一九五）の記録を最後にして、光行の名が消える。『吾妻鏡』から奉公記録が消えることは、時代は数年遡行するが、『南部家文書』に見える奥州下向と関連しているとも考えられる。

南部光行建久二年十二月二十九日奥州糠部八戸浦ニ着岸……建久三年春三戸平良ヶ崎ニ築城……

惟うに、光行は甲斐南部牧・奥州南部駒の産馬の経営に努めたことが、鎌倉番役から離れる所となり、『吾妻鏡』から名前が消えていったのではないか。

次に兄の実光に関して『南部八戸家系』に次のように見える。

曆仁元年正月頼經卿上洛時、彦次郎実光与弟六郎實長相共勤供奉、建長四年八月一日宗尊親王將軍宣下後、

參詣八幡宮、時実光勤隨兵、同十二月十七日將軍移徙于新館後、詣于鶴岡、実光亦列供奉、同五年八月十

五日十六日鶴岡放生会、將軍家參拜実光勤隨兵、同六年八月十五日寂然・法諱鶴林素公。⁶⁸

波木井南部実長と身延山（町田）

波木井南部実長と身延山（町田）

南部光行には正室と側室の男児を合せて六人居たが、長子彦太郎行朝は妾腹の子の故に早くより一戸（岩手県一戸町）へ下向させられ、四男孫四郎実朝は四戸へ、五男五郎行連は九戸（岩手県九戸町）へ、六男太郎朝清は久慈・七戸へと下向させられ、夫々に奥州各郷の南部祖となった。

甲斐国南部御牧を相傳したのは、二男彦次郎実光である。父の光行と共に鎌倉に出仕していたが、承久年間には戦乱を避けて奥州に下向し、三戸平良ヶ崎城を再建築、その後は鎌倉に出仕して四代将軍頼經（関白九条道家の子）、六代宗尊親王（後嵯峨天皇皇子）の隨兵を数度にわたり勤め、併せて南部御牧郷も督したのである。

波木井南部実長に関する基本史料は、『日蓮聖人遺文』と『南部家文書』であるが、刊行されている両文書集とも史料批判を要する所が多々ある。拙稿ではともかく『南部家文書集』を参照しておく。

實長、彦三郎、当時世人略彦一字而称呼三郎、故家系載三郎、故後改称六郎、南部元祖三郎光行之三男也。

実光同母弟、曆仁元年正月頼經卿上洛之時与兄実光同被選隨兵騎馬扈從。甲州身延山開基、号波木井法

諱輝山源公。

また「八戸家傳記」には

於甲州領教ヶ所住波木井故世人或称波木井実長為兒父光行以三上勝兵衛富助・福土右馬允忠隆為傳臣實長成長而為別家時三上福土從屬云云。

先の記録によれば、実長は鎌倉番役を勤め、將軍に隨兵奉公したこと。甲斐南部御牧郷中の数カ所を領し、波木井郷に住したことが知られる。実長が正嘉・文応・文永年間に鎌倉に在って、日蓮の教化に浴した機縁は『六郎恆長御消息』・『南部六郎殿御書』などに徴しても知られる所である。

さて南部実長が在世した時代に入ると、鎌倉幕府の政権に変動が生じていた。幕府草創期の重臣であった梶原景時・比企能員・三浦義澄・和田義盛などは既に世に亡く、政権の実権が源氏より北條氏に移り、特に北條執権の得宗家の専制化が進み、譜代御家人との対立が深まりつつあった。一事例として、得宗家の内管領・平頼綱（日蓮を弾圧した得宗御内人の一人）と譜代御家人の足達泰盛（日蓮の身の保全に努めた人物）との抗争・足達一族滅亡（弘安八年十一月霜月騒動）は、得宗家の専制を象徴する事件であった。

南部実長の政治的立場を考えると、北條執権の政権の推移と譜代御家人との対立を背景にしておく必要がある。譜代相傳御家人であった実長の立場を考慮に入れながら、実長の日蓮に対する給仕の姿勢を見ていく必要がある。

二節・南部実長の所領域と館跡（址）

旧来から実長の所領域に関して、また館跡について、夫々特定することは困難であるとされている。一般的には、太田亮著『姓氏家系大辞典』の記載が用いられている。

清和源氏加賀美氏族、甲斐国南巨摩郡波木井邑より起り、羽切・羽桐・波切井・破切居等に作る。南部光行の三男、波木井・御牧・飯野の三庄を領して波木井と称せしに始る。

しかし本辞典の編纂目的が「姓氏」の系譜を明らかにする事にあるため、実長の所領域などの記載は雑駁となっている。実長が「波木井殿」と呼称されたことは、現在、身延町梅平地域を貫流する一級河川「波木井川」を狭んで、左岸の東南斜面台地（鏡田坊・波木井氏館跡とされる）と真向に当る右岸西北段丘地を「殿前」（どのまえ）と口碑伝承されてきている事が有力な手掛りとなり、居館址を特定する上でも示唆されよう。

実長の所領域に関して、前出した『八戸家傳記』には、「甲州ニ於テ数ヶ所ヲ領シテ波木井郷ニ住ス」とあるが、

波木井南部実長と身延山（町田）

その数カ所名を示したものととして、日蓮の遺文中に具体的に記述されている。

下山御消息

去文永十一年の夏の比、同甲州飯野御牧波木井郷の内、身延の嶺と申す深山に御隠居せさせ給候へば……⁽²⁵⁾

松野殿女房御返事

此の身延の沢と申す処は甲斐国飯井野御牧三箇郷の内、波木井の郷の戌亥の隅にあたりて候……⁽²⁶⁾

秋元御書（「筒御器鈔」の別称あり）

東海道十五箇国其内に甲州飯野御牧三箇郷の内波木井と申す。此郷之内戌亥の方に入りて二十余里の深山あり。

北は身延山・南は鷹取山、西は七面山……⁽²⁷⁾

先の遺文中に「飯野御牧」・「飯井野御牧」と見える「御牧」というのは、天智七年・天武四年に諸国に置かれた御牧（御料馬牧）、また大宝律令（厩牧令）や延喜式（左右馬寮制）で設置された官牧（勅使牧）とは性格を異にしている。例えば延喜式（九〇七年）により甲斐国内に設置された柏前牧・真衣野牧・穂坂牧は、専ら貢進馬用（毎年六十疋）の御牧であった。⁽²⁸⁾しかし遺文に見える「御牧」とは、甲斐源氏の一族が莊園拡大・軍事馬産のために開発した「私牧」のことで、例えば黒駒牧・八田牧・小笠原牧・武河牧・逸見牧・岩間牧・南部牧などと性格を同じくした私牧であった。

旧来、遺文が記す「飯野御牧三箇郷之波木井郷」の解釈をめぐる議論がなされている。

解釈その(一) 松野殿女房御返事の中で「飯井野御牧三箇郷の内」と、句点無しに記しているから、「飯野御牧内の三カ郷」と読み解して、三カ郷を大野・波木井・梅平とする見方。

解釈その二 「飯野御牧三箇郷」とは、飯野郷（大野邑）・御牧郷（南部邑）・波木井郷（波木井邑）の三郷とする見方。

解釈その三 日蓮遺文の記述に拘泥することなく、御牧とあるは日蓮が入山の途次に通過した南部御牧のこと。飯野とあるは『甲斐国誌』の中で「日蓮ノ書ニ南部ノ内飯野御牧トアルハ即チ此処ナリ」と記すことに徴して大野一帯を指す。波木井とは波木井川が貫流している梅平地帯を指すとする見方。

解釈その四 御牧とは『甲斐国誌』の中で「波木井村……以下数村南部ノ御牧ナリ」と記すことから、波木井・小田船原・相又・大城などを指すとする見方。

以上のごとく、遺文の記述をどのように解釈しても、実長の所領域を特定することは難かしい。かえって錯綜するばかりである。何故、遺文の記述から所領域を特定できないのであろうか。それは、遺文の記述が実長の所領域を述べたものではなく、日蓮の草庵の位置（居所）を示したものであるからである。

然し、日蓮によって、「波木井郷ノ成亥（北西）ノ方ノ深山」と、方角とその位置を示されてみると、往昔七百年前の波木井郷が那邊であったのか、また居館の場所を推量することが出来よう。

前述してきた幾つかの問題点を踏まえ、次の『甲斐国誌』の記載を参考として、飯野御牧郷の領域を考えてみた。

飯野……是ヲ三箇郷ニ分ツナラン。飯野ハ大野ニ作ル……飯野・波木井・相又（相俣）ヲ三箇郷ト云フナラン。²¹
と記載するを享けて、「飯野」とは現在の大野・清子に至る起伏に富み産馬に適した原野地帯と解されよう。「波木井」とは現在の波木井川が貫流する梅平を中心として波木井に至る要害を背にした農耕と産馬に適した地帯と解され

よう。次に「御牧」とは前出した『甲斐国志』の記述と徴して現在の小田船原・相又・大城に至る農耕産馬に適した
一帯を指すのではないか。

次に筆者が「波木井郷」の中心を「梅平」と比定するのは、次の『南部家文書』の記載に注目するからである。

其梅平之鎮守為梅花一枝之夢想ヲ実長公之室被為蒙、彦次郎実継御出生、童名梅平ト申候キ等之儀モ弥初其御書
附ヲ以存候、珍重之事々、亥年被下候御書附共ニ一冊之書ニ悉記認、并御本紙共ニ添、此西文庫ニ什物ト共ニ可
取置候…略…其時之鎮守へ弥今此山之八幡之神躰ニ而御座被成候也²⁸

この文書は、奥州南部家二十六代若狭守信有が、自らの当病平癒祈願のために、代参として遣わした宇夫方平太夫
が、身延山三十四世見竜院日裕に対して上申した一文節である。この文書の内容は、実長の在世(一二三三—一二九
七)から既に四百年を経過した時の伝承である。随って南部館址一帯の地勢は大きく変わっていると思われるが、位置
については、往昔七百年・波木井実長の居館が、現在の鏡円坊より西方百米程寄りの段丘地に在ったのではないか、
と推量されるからである。

さて、実長の所領域を考察する方途として、実長の子息等に分割した場所が明らかとなれば、自ら全所領域が把握
される筈である。偶々、分割相続した所領を示す史料として「藻原文書」が知られている。この藻原文書は元々は
『金綱集』の裏打ち文書として発見されたもので、曾て東京大学史料編纂所による藻原寺所蔵文書の調査が行われた
時に確認されたものである。その内容は、元弘・建武年間、波木井南部一族が吉野朝方に随って転戦敗北した事情を
伝えるもので、京洛から中老日澄・日保・身延東之坊日静・真間日樹、そして南部一族などが、身延山大坊並びに波
木井郷の南部氏族に宛てた消息文八通・上包十二葉から成る古文書である。²⁹

右の文書に見える宛名を基にして所領を比定して列挙してみよう。

◇波木井原殿：美濃守行義（源行義）のこと。所領は現在の波木井二区四実寺の近辺の段丘地に当る。

◇船原殿：又五郎行経（源行経）のこと。所領は現在の上船原の平坦地に当ろう。

◇身延西谷殿：実長の一子・六郎四郎光経と孫の宗経のこと。所領は身延山一帯に当る。

◇杉山殿：政義のこと（実長の子・実継と共に捕縛され六条河原で刑死す）。所領は現在の波木井と下山の中間地帯に当ろう。

◇小田殿：與次郎実長のこと。所領は現在の下船原に当ろう。

◇波木井宮原殿：弥三郎光氏のこと。所領は現在の波木井三区富士川寄りの平坦地に当る。

以上、雑駁ながらまとめてみると、南部実長の所領域は、南部氏本領河内南部御牧郷の内、飯野御牧の三箇郷となろう。その三箇郷とは、(1)飯野郷（現大野・清子）・(2)波木井郷（現梅平・身延山・波木井・杉山）・(3)相又（俣郷（現小田船原・相又）であったと推量して無理がなからう。いずれにしても、三箇郷は風水害に対して弱い地勢であり、中部断層地帯でもある。七百年の歳月は、実長在世時の地勢を流し去り、今に旧地を残す処は悉ど無いのが実情である。

付記

波木城址（峯城）について

『甲斐国志』（古蹟部）によると、「波木井六郎実長ノ居址ナリ……城址ハ東西百余間、南北六七十間、城ノ名称ニ

波木井南部実長と身延山（町田）

波木井南部実長と身延山（町田）

峯城ト云ヘリ。嘉禎二年（一三三六）ノ築城ト傳ヘラレル」と記載されているが、所謂「峯城」に関しては、城址とされる現場には、昭和二年五月十七日山梨県史跡指定の「波木井城址・山梨県」の碑が建てられ、傍には波木井区住民・円実寺檀信徒による顕彰碑（昭和五十五年）もある。尚、「峯城」の位置、城址の信憑性をめぐる論議に関しては、山梨県南部町文化財審議委員会が刊行した「南部光行・実長の墓並びに南部氏館跡論議に対する所見」（昭和六十年・タプロイド版・非売品）を参照されたい。

注

(1) 下山御消息・建治三年六月・真蹟・昭定遺一三三四頁。

日蓮の身延入山について、塩田義遜は自著の中で「入山に関しては古来種々の説をなすが、幕府三諫を契機として万年広布を期されての入山は確かと思うが、身延地頭波木井実長と予め入山の連絡をとってあったとは解され得ない。予め聖人を招待したのであれば相当の用意のあった筈である」（『日蓮聖人の生涯』一三五―一五〇頁・大正十五年刊）と記している。

(2) 日蓮と実長の「逢嶋」における対面故事の傳承について。
『波木井殿御書』の中に「文永十一年同十七日に甲斐波木井の郷に著きぬ。波木井殿に対面有りしかば大に悦び今生は実長が身に及ばん程は見つぎ奉るべし。後生をば聖人助け給へと契りし事はただごとと覺へず」（昭定遺九三〇頁）と、感激の劇的な表現が見える。然しこの表現内容に関して、旧来より信憑性が問われてきている。(1)御書そのものに真偽の問題があること。(2)往昔七百年、逢嶋なる史蹟となる場所は無かったこと。(3)総門（開会関）は往時、いまだ切通しにもなっていないかったこと。こうした理由から対面を否定する識者が多い。

(3) 波木井三郎殿御返事・文永十年八月八日・興師写本・昭定遺七四五・七四九頁。

(4) 日蓮の教化に浴する機縁のあったことを語る御書として「六郎恆長御消息」（文永六年九月・昭定遺四四〇頁）、「南部六郎殿御書」（文永八年五月十六日・昭定遺四八七頁）がある。

(5) 富木殿御書・文永十一年五月十七日・真蹟・昭定遺八〇九頁。

(6) 妙法比丘尼御返事・弘安元年九月六日・昭定遺一五五―一五七一頁。

(7) 秋元御書(筒御器鈔の異称) 弘安三年正月二十七日・昭定遺一七三九頁。

(8) 「はらのけ」(下痢症状) 日蓮は建治三年の暮にこの症状がおこり容易に完治しなかった。『兵衛志殿御返事』の中で、「はらのけは佐衛門殿の御業にてなをりて候」(弘安元年六月・真蹟・昭定遺一五二五頁)と述べる如く一度は治癒したが、弘安四年正月再発して晩年悩み続けた。原因はバクテリア・寄生虫毒素・消化機能低下・大小腸内の異常発酵と思われるが、主原因は西谷草庵の自然環境の劣悪にあったであろう。

(9) 「やせやまい」(身体的衰弱)、弘安四年十二月の『上野殿母尼御前御返事』中に「八年が間やせやまいと申し、とすと申し、としどしに身ゆわく」(昭定遺八九六頁)とある如く、身延入山以来、寒冷な山中生活・湿潤・食物不足・栄養失調・慢性的下痢などが、体力の減退と衰弱をはやめたと思われる。

(10) 『地引御書』の中で「坊は十間四面に又庇さして造あげ二十四日に大師講並に延年、次郎殿等の御公達、親のをほせと申し我心にいれてをはします事なれば……一人も疎略の儀なし。坊はかまくらにては一千貫にても大事とこそ申し候。南部六郎殿」(弘安四年十一月二十五日・真蹟・昭定遺一八九四―九五頁)と、実長に対して深甚の謝意を述べている。

補注 実長の「身延山寄進状」について、

「身延山寄進状」(久遠寺蔵)は日蓮宗宗学全書・上聖部(一九三頁)に全文記載されているが、傳古文書は真偽の問われる文書である。然し「身延山」が七百年の法灯を護持し、日蓮樓神の靈山として厳然として存在するのであるから、開基檀越波木井実長による身延山寄進に就て拙考を少しく述べておこう。

「身延山寄進状」の日付と署名が「文永十一年甲戌十月二十四日、南部隠士波木井実長入道・判」となっている事から、日蓮の文永十一年五月十七日養夫(身延)入山を機にして、実長は幕府御家人として日蓮を監視する忠勤の体裁をとりながらも、執権得宗家と譜代御家人との対立抗争が強まる過程を背景として、実長は幕府への奉公を辞して、地頭領の養夫山(身延山)を寄進し、日蓮の身の保全外護の丹誠を示した、と解して無理があろうか。その事は永仁三年(一二九五)十二月十六日付実長の遺言書、また実長の第五子弥太郎長義の正和元年(一二三二)正月十六日付置文(日蓮宗宗学全書・上聖部)が裏付資料となろう。

(11) 六郎次郎殿御返事(別称・波木井抄) 建治三年三月十九日・昭定遺一二九四頁。
本消息の宛名「六郎次郎」は実長の次男清長のこと。「次郎兵衛」は不詳。

波木井南部実長と身延山(町田)

波木井南部実長と身延山（町田）

- (12) 波木井殿御報・弘安五年九月十九日・日興代筆・昭定遺一九二四—一九二五頁。
- (13) 『吾妻鏡』（東鑑）卷九・文治五年条（岩波文庫二卷二〇三—二〇四頁・昭和十五年刊本）文庫からの参借はすべて筆者の取捨で記録を要約して記載。
- (14) 『吾妻鏡』卷十・建久元年条（岩波文庫二卷二九六—二九九頁）
- (15) 『吾妻鏡』卷十・建久元年条（岩波文庫二卷三二四—三二六頁）
- (16) 『吾妻鏡』卷十五・建久六年条（岩波文庫三卷一五七—一五八頁）
- (17) 『吾妻鏡』卷十五・建久六年条（岩波文庫三卷一六〇—一六二頁）
- (18) 鷲尾順敬編『南部家文書』所収「南部系譜」・「南部八戸家系」吉野朝史蹟調査会・昭和十四年十月刊・二九八頁。
- (19) 『南部家文書』二九九頁。
- (20) 『南部家文書』所収「八戸家系図」二九九頁。
- (21) 『南部家文書』所収「八戸家傳記」三四三頁。
- (22) 『六郎恆長御消息』文永六年九月・昭定遺四四〇—四四二頁。
宛名に「南部六郎恆長殿」（恆は實か）とあり、また消息の中で念仏の無間なるを強く教示する事から、既に本消息より以前に日蓮の教化に浴していた事が推察される。
- (23) 『南部六郎殿御書』文永八年五月十六日・昭定遺四八七頁。
- (24) 太田亮著『姓氏家系大辞典』（全五巻）・三巻四三三—四三六頁（昭和三十八年角川書店刊）
- (25) 『下山御消息』建治三年六月・真蹟・昭定遺一三二二頁。
- (26) 『松野殿女房御返事』弘安二年六月二十日・昭定遺一六五一頁。
- (27) 『秋元御書』弘安三年正月二十七日朝師写本・昭定遺一七三九頁。
- (28) 藤原忠平撰『延喜式』延長五年十一月二十一日撰（『国史大系』延喜式後篇・九七三頁・吉川弘文館・昭和六十三年刊）
- (29) 松平定能撰『甲斐国志』卷十・村里部（甲斐国志編纂会・全一巻・上巻二七三頁・昭和四十六年・天下堂刊）
- (30) 『甲斐国志』上巻村里部二七二頁。
- (31) 『甲斐国志』上巻古蹟部七五五頁。
- (32) 『南部家文書』二二七頁。

(33) 日蓮教学研究所編『日蓮宗宗学全書』第二卷興門全集・五七七―五八六頁。山喜房仏書林刊。

補記 参考文献について

本拙稿では全く参照しなかったが、南部実長に関する文献資料として次の著書が知られている。①六牙日潮撰『本化別頭仏祖統紀』(巻二十四優婆塞列傳)。②行学日朝撰『元祖化導記』。③身延山久遠寺『身延山史』。④身延町『身延町誌』(第三編第三章)。⑤南部町『南部町誌』(第三編第三章)。⑥宮崎英修著『波木井南部氏事蹟考』。⑦日蓮教学研究『日蓮教団全史』上。(平楽寺書店刊)

補記

筆者に与えられた「南部実長と身延山」のテーマは、拙稿「日蓮と南部実長の関係」〔甲斐史学〕十三号・山梨大学学芸学部歴史研究室・昭和三十五年刊)と一部重複する記述のあることを断っておきたい。

(平成八年七月五日 稿)

波木井南部実長と身延山(町田)